

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会が設置する都島区在宅サービスセンター(以下「在宅サービスセンター」)の事業は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると主にサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 在宅サービスセンターの事業は、要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 在宅サービスセンターの事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
 - 3 在宅サービスセンターは、指定居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行う。
 - 4 在宅サービスセンターは事業の運営に当たり、大阪市、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。
 - 5 在宅サービスセンターは自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 6 上記の他「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(大阪市条例第20号)」を遵守する。

(事業所の名称)

- 第3条 指定居宅介護支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称:都島区在宅サービスセンター
 - (2) 所在地:大阪市都島都区島本通3丁目12-31

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 在宅サービスセンターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名 (常勤・介護支援専門員兼務)
管理者は、所属職員を指揮監督し、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 1名以上 (常勤)

(営業日及び営業時間)

- 第5条 在宅サービスセンターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間は、午前9時～午後5時30分までとする。

(3) 営業時間外においても緊急事態に関しては対応可能な体制を確保する。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

- 第6条 在宅サービスセンターでは、第3条に定める事業所内で来所・電話による相談を受ける。他、利用者や家族の居宅・居所に向いての相談を受ける。
- 2 居宅介護サービス計画の作成に当っては、課題分析票として、居宅介護サービスガイドライン方式、MDS-HC方式、三団体ケアプラン策定研究会方式等を使用する。
 - 3 居宅サービス計画に基づく介護サービスの実施に当たってのサービス担当者会議は、第3条に定める事業所内で開催する他、利用者・家族の希望により利用者・家族の居所等において開催する。
 - 4 介護支援専門員の居宅への訪問頻度は、最低1ヶ月に1回とし、日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整など必要に応じて随時訪問する。
 - 5 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
 - 6 前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、これに要した交通費の実費支払いを受ける。ただし、この場合、あらかじめ利用者又はその家族に対し、内容についての説明を行い、同意を得る。

(事業の実施地域)

- 第7条 在宅サービスセンターの事業実施地域については都島、城東区、北区とする。ただし、利用者の緊急、臨時等の状況が認められる場合はこの限りではない。

(虐待防止に関する事項)

- 第8条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を年1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第9条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修または訓練を実施するものとする。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修または訓練を実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第11条 在宅サービスセンターの運営については、内の住民の開かれたものを目指すため、必要に応じて運営に関する意見等を受け入れる方策を講ずるものとする。

2 常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を次のとおりを設けるとともに、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

3 職員は職務上知り得た秘密を保持する。その職を退いた後も同様とする

4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(付則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成13年7月1日から施行する。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成17年4月13日から施行する。

この規程は平成17年11月1日から施行する。

この規程は平成17年12月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日から施行する。

この規程は平成19年4月16日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。